

安芸高田市通知公報

2026年3月26日(木曜日)

安芸高田市 市民部 社会環境課

(※2026年4月1日から環境政策課に課名変更)

電話・お太助フォン 42-1126

2026年度 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について(通知)

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を次のとおり実施します。犬を飼っておられ、動物病院で予防注射を受ける方以外は、時間厳守のうえ必ずおいでください。

犬(生後91日以上)を飼っておられる方には、犬の登録(一生に一度)と、年一回の狂犬病予防注射をすることが、狂犬病予防法で義務付けられています。接種しないまま飼育していると、20万円以下の罰金を科せられることがあります。

- 犬を登録済みの方は、事前に郵送する通知はがきを必ず持参してください。
- 料金は、おつりの要らないよう、ご協力をお願いします。
- 飼い犬の死亡、飼い主の住所・氏名の変更などは、届出をしてください。
- 動物病院にて治療中など接種が難しい場合は、社会環境課(環境政策課)へご連絡ください。飼い犬の登録や変更の届出は美土里支所窓口係でも手続きできます。

1. 料 金

| | 注射のみ | 登録と注射 |
|-----------|--------|--------|
| 犬の登録料 | — | 3,000円 |
| 狂犬病予防注射料金 | 2,550円 | 2,550円 |
| 注射済票交付料金 | 550円 | 550円 |
| 合 計 | 3,100円 | 6,100円 |



飼い主のマナーを守りましょう

- ※ 犬は、必ずつないで飼いましょう。早朝や夜間も犬を放してはいけません。
- ※ 散歩は、必ず首輪にリード(手綱)をつけ、長くしないで持ちましょう。
- ※ 暗い時間の散歩は、飼い主も犬も、明るい色の服や光反射バンドなどを身に付け、リード(手綱)も明るい色か反射素材のものを使いましょう。
- ※ 河川の堤防、道路、広場などの公共の場所に、犬のフンが落ちています。飼い主には、他人に迷惑をかけないために、散歩中、飼い犬がフンをしたら必ず持ち帰る義務があります。環境美化のためにもマナーを守りましょう。
- ※ 飼い犬が行方不明になった場合は、安芸高田市社会環境課(環境政策課)か美土里支所、又は安芸高田警察署で保護されている場合がありますので、連絡をしましょう。



裏面に続きます

2. 日時・場所

| 実施月日 | 実施場所 | 実施時間 |
|--------------|--|-------------|
| 5月28日 (木) | 瀬木バス停付近 | 9:15~9:20 |
| | 向井バス停付近 | 9:25~9:30 |
| | J A 営農総合センター | 9:35~9:40 |
| | 清田・高橋様宅付近 | 9:45~9:50 |
| | J A 旧横田支所上市倉庫跡 | 9:55~10:00 |
| | 横呂・田中様宅付近 | 10:05~10:10 |
| | 原・三本木様宅横コミュニティ広場 | 10:20~10:25 |
| | 矢賀集会所 | 10:30~10:35 |
| | 寺川・上横田集会所 | 10:40~10:45 |
| | 安芸高田市 美土里支所前 | 10:50~10:55 |
| | 引地・J A 旧本郷支所 | 11:00~11:05 |
| | 道円田バス停付近 | 11:10~11:15 |
| | 上河内・旧役場前道路向い | 13:20~13:25 |
| | 下黒滝バス停付近 | 13:30~13:35 |
| | 下北・山岡様宅付近 | 13:45~13:50 |
| | 生活改善センター前 | 13:55~14:00 |
| | 安芸高田消防本部北部分駐所前 | 14:05~14:10 |
| 北市会館 | 14:15~14:20 | |
| 5月29日 (金) | 桑田の庄前 | 9:30~9:35 |
| | 生田モーターズ様付近 | 9:50~9:55 |
| | 生田集会所 | 10:00~10:05 |
| | 出店・高杉様宅付近 | 10:10~10:15 |
| | 智教寺地区（戸別） | 10:30~10:35 |
| | 地区（戸別） | 10:50~10:55 |
| | 智教寺地区 11:15~11:20 青地区 11:35~11:40 青・智教寺地区は、戸別訪問しますので、注射を希望される飼い主は、事前に安芸高田市 社会環境課（環境政策課）または美土里支所 窓口係までご連絡ください。 | |

お問合せ先 安芸高田市 市民部 社会環境課（環境政策課）

電話・お太助フォン 42-1126

美土里支所 窓口係 電話・お太助フォン 54-0311

犬の飼い主には、**狂犬病予防法**で義務づけられています！

犬の登録【生涯 1 回】

- 登録すると『鑑札』が交付されます。
- 登録した犬が死亡したり、すでに登録がある犬を所有した場合、飼い主や住所が変更になった場合にも、届出が必要です。
- 毎年、春に狂犬病予防注射の案内のがきを送っています。もし届いていないようであれば、登録していない可能性があります。社会環境課(環境政策課)又は各支所へ確認をお願いします。

狂犬病予防注射【毎年 1 回】

- 予防注射を受けると『注射済票』が交付されます。
- 市の集合注射、動物病院等で受けてください。
- 屋内、屋外飼養に関わらず、予防注射を受けさせましょう。



注射済証(獣医師が発行する証明書)が交付された場合は、社会環境課(環境政策課)又は各支所にて『注射済票』の交付手続きを行ってください。

鑑札・注射済票の装着

- 『鑑札』はその犬が登録されている犬であること、『注射済票』はその犬が注射をきちんと受けていることの証明になります。
 - また、迷子になってしまった時には迷子札の役割も果たします。
- (マイクロチップ装着犬で環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録がある犬については、鑑札の装着は不要)

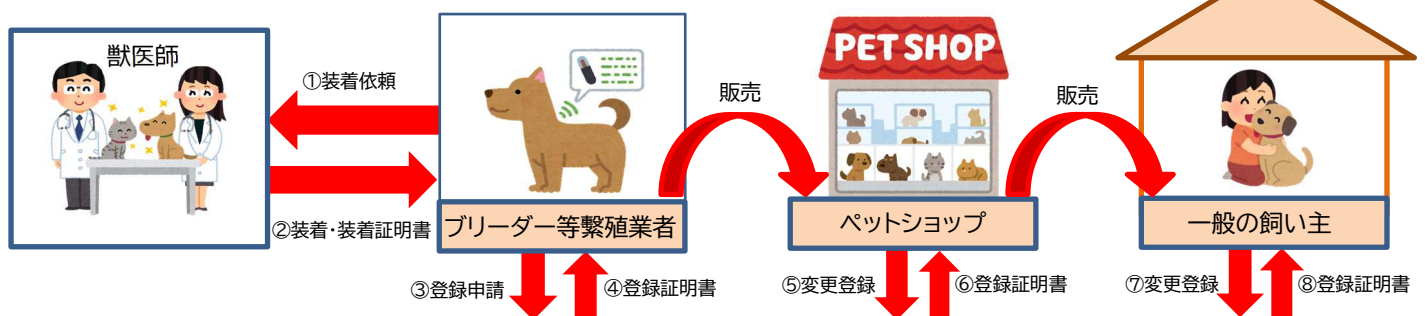
どれかひとつでも違反があれば、20万円以下の罰金の対象となります

装着したマイクロチップが鑑札の代わりになります

要点 狂犬病予防法の特例制度(犬の登録手続きの簡略化について)

安芸高田市において、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続きが不要になります。その場合は、装着しているマイクロチップが鑑札とみなされます。

※民間登録団体(AIPO,Fam,JKC等)にのみ登録をしている場合は、本制度の対象外です。



登録したマイクロチップが鑑札とみなされ、安芸高田市の犬台帳に自動登録されます。変更登録・各種届出も自動的に反映されます。

登録・変更登録・各種届出を行うごとに通知



- 鑑札は交付されません。
- 安芸高田市への登録手数料は発生しません。

※従来の鑑札交付を伴う安芸高田市での犬の登録手数料は、3,000円です。

ねこにお困りのみなさまへ

ゴミを荒らす



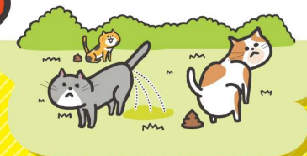
どんどん増えてしまう



鳴き声がうるさい



庭に入ってきてふんや尿をする



みなさまのご意見

Everyone
View

- ねこは**迷惑!**
- うちの周りに**近づけたくない**
- ねこを**何とかしてほしい**



ねこの特徴・習性

Cat Behavior



- エサのあるところに来る
- 砂ややわらかい土に**ふん**をする
- 繁殖力が高い (メスは年に2~4回出産し、1回に4~8頭の子供を産む)
- 野良猫の**寿命は4~5年程度**

不妊去勢手術を
せずにエサをやると

繁殖する・増える



どうすればいいの?

すぐできる対策のご紹介

猫が嫌いな匂いものを使う

- ◆木酢液&唐辛子 木酢液に唐辛子を10日程漬けたものを水で10倍に薄めて散布する。
- ◆お酢 お酢を水で5倍に薄めて散布する。
- ◆コーヒーかす、レモン・みかんの皮

猫が不快に感じるものを置く

- 角がとがっている砂利、枯れ枝、松ぼっくり
- 網戸用の網・金網 ■超音波装置
- 匂いのある植物 (柑橘系植物、ミント類など)

同じ対策ばかりだと慣れてしまうので、種類や頻度などを変えて試してみましょう。

相談先

動物愛護
センター



お住まいの
市町



猫のエサやふん尿などが管理されていないと
衛生上、NG...
住民同士のトラブルにも発展します!
「猫の問題」は「地域の問題」!

猫を増やさない対策

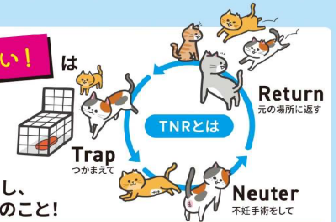
行政ができること

- ふん尿などの迷惑は、情報提供を! 指導ができます。
- 不妊去勢手術費用の補助などを行っている市町もあります。

地域でできること

不妊去勢手術 (TNR) で減!

野良猫を捕獲 (Trap) し、不妊去勢手術を実施 (Neuter) し、元の場所に戻す (Return) 活動のこと!



不妊去勢手術をすれば、「さかり」の鳴き声がなくなり、尿のにおいがうすくなります!

注意

不妊去勢手術をした猫は、一代限りの命です。時間はかかりますが、**猫は減っていきます。**

さらに発展も!

手術した猫を管理!

TNR + M (management)

地域猫活動

TNR活動に加えて、猫のトラブルを減らすため、

- 1 地域の皆さんとしっかり話をする
- 2 ふん尿、エサ場を清掃
- 3 エサは管理している猫だけ

Q & A

Q. 行政が捕獲してくれないの?

A. 捕獲は行っていません。また、猫が増えている原因を解決しないと、猫が他所からやってきて、元の状態に戻ります。

Q. 近寄せないために痛めつけてよい? 捕まえて別の場所に放してよい?

A. 動物の愛護及び管理に関する法律上の「愛護動物」ですので、みだりに傷つけたり殺すこと、遺棄することは犯罪です。

Q. 猫が苦手な私に何が出来るの?

A. 地域猫活動などは、猫が苦手な人のために「猫を減らす・猫を管理する」活動でもあります。時間がかかることもありますが、お住まいの地域の問題として、見守ってください。

困ったことがあれば私たちに連絡ください!

行政以外の相談先 動物愛護推進員や協力団体を紹介しています。

・行政と違った立場での助言ができます。・保護依頼は受けられません。



広島県は、人と動物との共生社会を目指しています

発行 広島県健康福祉局食品生活衛生課 監修 広島県動物愛護推進員連絡会